

平成 19 年 11 月 9 日

## 関係者の協議による契約ルール等の形成について

映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会  
放送番組における映像実演の検討ワーキング・グループ

### 1. 経緯

映像コンテンツ業界における契約慣行の改善や透明化に向けた取組を進めるため、日本経団連では、2006年10月、実演家、放送事業者、映画製作者、番組製作会社を代表する団体・機関の首脳による「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」を設置した。

これは、政府の知的財産推進計画2006「第4章 2.(1) 契約における自主基準やひな形の策定を促進する」を受け、関係省庁（内閣官房知的財産戦略推進事務局、総務省、文化庁、経済産業省）の支援の下、エンターテイメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携しつつ民間の取組として始められたものである。

同委員会は、2007年2月、放送番組における実演家の活動環境の改善やマルチユースに関するルールづくりを検討するため、「放送番組における映像実演の検討ワーキング・グループ」を設置し、関係者間の公平な契約関係を示す業界標準となる「放送番組における出演契約ガイドライン」を策定した。

さらに、同委員会では、上記ガイドラインで包括できなかった課題について議論するため、同年4月、同ワーキング・グループの下に研究会を設置し、以下の通り検討を進めているところである。

### 2. 検討状況について

#### (1) ネット配信に向けた契約ルールづくり【ネット配信研究会】

放送番組の二次利用については、その後の利用について使用料等の契約ルールが定められている場合には、それに基づきマルチユースが進められている（ビデオやCS放送等）。一方、ネット上の利用については、そのようなルールが定められていないのが現状である。このような状況を踏まえ、本研究会は、放送番組のネット配信のビジネス化に向け、報酬の配分ルールを始めとする諸問題に関する関係者間の協議を行っている。

#### 合意事項

本研究会では、まず、「キャッチアップ・サービス（番組放送終了後、1週間から10日間ネットで配信するサービス）」について検討を行った。

その結果、実際のサービス内容は、当事者の判断あるいは当事者間の合意により決定されることを前提としつつ、配信期間、配信方式、実施主体、配信内容、対象となるジャンルなどについて合意した。

また、報酬の配分方式について、複数の方式を挙げ、そのメリットやデメリットを議論し、それらの方式から当事者間の合意により選択することとした。

さらに、プロテクションの問題についても、先行する米英の事例を参考としつつ、その時点の国際標準レベルの技術を採用することや、海賊版が流通した時には関係者は真摯に対応することを確保すべきことが合意された。

#### 引き続き検討すべき事項

過去に放送された番組や今後放送される番組のネット配信（キャッチアップ・サービスを除く）の配信開始時期、配信期間、配分方式、今後の番組契約の在り方など

### (2) 権利者不明時の対応について 【権利者不明の場合の第三者機関研究会】

二次利用される放送番組に不明の権利者がある場合、著作権の裁定は時間や手数料の問題で事実上利用が難しい、実演家等の著作隣接権は裁定制度がないため適法に利用ができないなどの問題がある。

また、過去に制作されたニュース番組等については、これらに登場する一般人の方々は、著作権ではなく、肖像権やプライバシーの問題にもなるため、利用の目安となる自主的な対応が必要となっている。

一方、放送番組には多くの権利者が関わっているため、一部の人が反対した場合の対応について検討する必要がある。

#### (1) 実演家が不明の場合の対応

##### 合意事項

実演家が不明の場合、実演家の権利者団体である芸団協実演家著作隣接権センター(CPRA)が不明者の調査を行い、クレーム対応にも積極的に取り組むこととなった。その結果、不明実演家からのクレーム等のリスクは実質上ほとんどないと考えられることから、実演家の不明者があっても、事後的に誠実な対応を行うことを前提に、放送番組の二次利用を進める方向で合意した。

ただし、法的な裏付けがあるわけではないので、最終的には放送事業者がリスクを負うこととなる。

##### 引き続き検討すべき事項

リスク軽減のための使用料を預託する第三者機関、著作権法改正の要望

## (2)一般人が不明の場合の対応

### 合意事項

#### イ) 利用のガイドラインの作成

ニュース番組、ドキュメンタリー番組などに出演した一般の方々が見つからない場合、当該放送番組を利用するか否かは利用者の責任において決定されるべきである。NHKと民放連は、その際の指針となるガイドラインを作成し、本研究会に報告することで合意した。

#### (ガイドラインの内容)

- ・利用者の搜索義務とその範囲
- ・利用の際に配慮すべき事項(過去の犯罪や、公序良俗に反する内容に関わるもの取扱いは慎重に検討すること等)
- ・行方不明者に対する苦情申し立て窓口の明示
- ・その他

### 引き続き検討すべき事項

#### イ) 出演者との紛争を仲裁する第三者機関の設立について

放送番組の二次利用を行う事業者等の負担により運営してはどうか。

#### ロ) 一般人が作成した投稿ビデオ、写真等の取扱い

現行の裁定制度より、より簡便な手続は可能か。

## (3)一部の人々が反対した場合の対応

仲裁を行う第三者機関の設置等について検討中。

## (3) 実演家等の事故等に対する補償の在り方 【災害補償と保険研究会】

放送番組の製作現場において、事故等が生じた場合の補償の在り方について、関係者間で具体的な協議を行っている。

### 合意事項

これまでの検討において、次のことが原則として確認された。

- ・放送事業者・番組製作会社は安全衛生管理を行う。
- ・放送事業者・番組製作会社は事故補償を行う。
- ・放送事業者・番組製作会社は事故補償を行う対応窓口を設ける。
- ・安全衛生管理義務を負う放送事業者・番組製作会社が事故補償責任を負う。

### 引き続き検討すべき事項

新たな事故補償制度、ガイドラインの周知徹底方策